

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年9月22日認可した。

平成22年10月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）東沖地区
”	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）楠見地区
”	単独県費補助土地改良事業（さく井改修事業）中野又地区
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）菖蒲池地区